
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 「議案第 2 号 下川町民間賃貸住宅建設促進条例の訂正の件」及び、日程第 2 「議案第 8 号 下川町快適住まいづくり促進条例の一部を改正する条例の訂正の件」を一括議題といたします。

町長から、訂正の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） ただ今お許しをいただきましたので、議案訂正の説明をさせていただきます。

去る 3 月 9 日に提出いたしました、議案第 2 号 下川町民間賃貸住宅建設促進条例及び、議案第 8 号 下川町快適住まいづくり促進条例の一部を改正する条例につきまして、議案を訂正させていただきたく、「下川町議会会議規則」第 20 条の 2 の規定により、申出をするものであります。

訂正をお願いする内容につきましては、「下川町民間賃貸住宅建設促進条例」第 2 条第 5 号及び、「下川町快適住まいづくり促進条例」第 2 条第 4 号に規定する「資格登録業者」の定義であります。

いずれも、資格要件として「代表権を有する経営者が町民であるとともに、町内に事務所及び事業所を置き、規則に定める資格登録を行っている者をいう。」と規定しておりました。

この要件につきましては、事業の実施に当たり、町内事業者に参加いただくための措置でありましたが、一部の事業者が要件を満たせない状況となることから、「町内で事業を営む個人事業者又は町内に本社を有する法人で、規則に定める資格登録を行っている者をいう。」に訂正をお願いするものであります。

以上、議案の訂正について、御承認を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） お諮りします。

ただ今、議題となっております、議案第 2 号 下川町民間賃貸住宅建設促進条例の訂正の件及び、議案第 8 号 下川町快適住まいづくり促進条例の一部を改正する条例の訂正の件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号 下川町民間賃貸住宅建設促進条例の訂正の件及び、議案第 8 号 下川町快適住まいづくり促進条例の一部を改正する条例の訂正の件は、承認することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたします。

お諮りします。委員会における議案審査のため、3月17日、午前9時30分まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、3月17日、午前9時30分まで休会することに決定いたしました。

これをもって、散会とします。御苦労さまでした。

午後3時48分 散会